

一八六八年の天皇誕生日の祝祭

——近代成初期の国民統合について——

井 上 勝 生

【要約】 天皇誕生日の祝祭（天長節）は欧米諸國の國王の誕生日祝典の模倣と推測されている。近世社会に欧米諸國のような国民的祝祭はなかったが、天皇誕生日の祭祀は天皇や女官による私的な祝賀として存続していた。維新政府は、一八六八年の発足当初から、天皇誕生日の国民全体の祝祭を指示した。近代日本の国民全体の祝祭布告の初見である。京都府や東京府は、維新政府の布告をうけて独自の布告を出したものの、実施には消極的であり、祝祭もなかった。一方、長崎と横浜という開港場では盛大な祝祭が行われ、一部の藩でも庶民の祝祭が見られる。しかし、それらの祝祭は伝統社会の祭りの動向によって規制されてゆくのであった。やがて日本全体の重要な祭祀となる天皇誕生日の祝祭の、一八六八年における実施のされ方には一定の偏向が認められる。そこに作用したのは、維新政府の欧米諸國との協調政策にもとづいたラディカルな統合政策と伝統社会との対抗であった。

史料 七二巻三号 一九八九年五月

はじめに

宗教学の立場から近代天皇制を研究した村上重良は、天皇が親祭する一三の祭典のうち新嘗祭と神嘗祭以外の一一の祭典は「新定の祭り」と見るべきであり、「近代の皇室祭祀の大半は、じつは明治維新後に創案された新しい儀礼である」と述べた^①。思想史の立場から安丸良夫も維新政府の復古を名とする宗教政策について「なんら復古ではなく、民衆の現実の宗教生活にたいする尊大な無理解のうえにたつあたらしい宗教体系の創出の試み」であったと論じた^②。このように同じ見

地にたつ兩氏の近代天皇制研究は今日の到達点を示すものといえよう。村上は近代の天皇誕生日の祝祭、天長節について次のような興味ある指摘をしている。

天長節は古代にさかのぼるが、明治維新の当初に、とくにその盛大な復活が図られたのは、欧米諸国では帝王、元首の誕生日をさかんに祝う習慣があることに対応した措置とみられる。しかし、天長節に祭典を行うことは、古来、前例がなく、天皇絶対化の一環として、新たに創案されたものであろう。^③

天長節は創案された祝祭であるだけではなく、欧米の帝王、元首の習慣に対応したものと推測されている。近代成立期の天皇制を考えようとする場合に、天長節は興味深い、看過できない問題を含むように思われる。右の村上の指摘を本稿の出発点としよう。

維新当初の重要な天皇の祭祀に天長節（九月二日）、新嘗祭（一月一日）、孝明天皇祭（二月二五日）と祈年祭（二月二八日、一八六九年新定）の四つがある。維新政府は一八六八年の天長節と新嘗祭においてそれぞれ「於庶民、モ一同御嘉節ヲ奉祝候様」^④（天長節）、「公卿・諸侯・大夫・士庶人、ニ至迄……共ニ五穀豊熟、天下泰平ヲ神祇ニ祈奉ルヘシ」^⑤（新嘗祭）と庶民の祭典を布告した。孝明天皇祭と祈年祭にはこのような布告は見えないが、注目すべきは旧幕府が庶民の統一的な祝祭を指示したことがかつてなかったことである。古川貞夫によれば「遊び日（祝祭・休日―井上注）の設定自体については村共同体内部の慣行ないし議定にゆだね容喙しないという、前・中期いらいの領主のありようは……後期にいたって変様しつつもなお、基本的には継受されていると判断してよい」^⑥のであった。前近代の支配権力は庶民の祝祭にたいして、いわば一定の抑制を保持していた。天長節が近代成立期の庶民にとって伝統的な「遊び日」の側面をなお持っていたことに關して、たとえば加納藩下佐波村の『青木久兵衛日記』の一八七四年一月三日（この年、改暦）条に「今日ハ天長節ニ付國中休日……尤酒肴も差出候、巷日、中面、白遊候」というような記載のあることが参考になろう。このような天皇の祭祀の「國中休日」は維新政府が最初に施行したのであり、それは近代天皇制の国民統合の問題、また統合の際の伝統社会との

係り——融合や軋轢等々——の問題と深く関連するはずである。天長節の場合、本稿で見るとように庶民の祝祭の布告は各地域に廻達されており、庶民の祭祀の実施の記録も一部の地域で見ることができる。一方、新嘗祭、孝明天皇祭と祈年祭については庶民の諸記録（日記、布告留など）に関連記事を見ることがない^⑤。しかも新嘗祭の場合、前述のように庶民の祭祀が明確に指示されていたにもかかわらず記事を見ることができないのである。天長節は近代成り期日本において重要な、そして特色ある役割を果たすと予測されよう。とりあえず問題を村上の指摘した天長節という祭祀の創案と、近代成り期日本における統合のあり方に置きつつ、以下、一八六八年の天皇誕生日の祝祭の諸事実を見てゆくことにする。

本稿で見るとように、一八六八・九年には「天長節」という用語は政府の布告のごく一部で使用されただけである。一般的な用語は「御誕辰」であり、時に「御降誕」や「誕生日」を見ることがあるが、本稿では便宜的に分かりやすい天皇誕生日を主に使用した。

① 村上重良『天皇の祭祀』七五頁、岩波新書、一九七七年。

② 安丸良夫「天皇制下の民衆と宗教」（『岩波講座 日本歴史16 近代

3』三三四頁、一九七六年）。

③ 村上、前掲書、一〇一一二頁。

④ 石井良助編『太政官日誌』第一巻、三五四頁。

⑤ 内閣官報局『法令全書』自慶応三年十月至明治元年十二月、三五六

一七頁。

⑥ 古川貞夫『村の遊び日 休日と若者組の社会史』二〇七頁、平凡社選書、一九八六年。

⑦ 岐阜大学教育学部編、松田之利稿『郷土資料（13）、下佐波村青木久兵衛日記（抄）（三）』一九八二年。

⑧ 後掲、第一節表二の出典資料参照。

一 行政官布告と土山宿の祝祭

明治天皇の誕生日を約一ヶ月後にひかえた一八六八年八月二六日、行政官は次の布告を出した。^①

九月廿二日ハ聖上御誕辰相当ニ付、毎年此辰ヲ以テ群臣ニ酬宴ヲ賜ヒ、天長節御執行ニ相成、天下ノ刑戮被差停候、偏ニ衆庶ト御慶福ヲ共ニ被遊候思食ニ候間、於庶民モ一同御嘉節ヲ奉祝候様被仰出候事

「毎年此辰ヲ以テ」と永続的な効力を持つ法として出されている。また御前の祝宴、「醮宴」が指示される。そして「庶民一同」の「奉祝」の実施を命ずる。当時、行政官は府藩県全体を統轄しており、後に述べるように府藩県のそれぞれに布告を廻達した事例が存在するから、文中の「庶民一同」は法的には国内全体の庶民を指すことが分かる。つまり布告の「庶民一同」は国民と事実上、同義であった。もちろん一八六八年の維新政府には庶民の祝祭を国内全体に実現させるような統合能力はなかったのであって、当年の祝祭の実体は本稿で見ると別個の検討課題である。

右の行政官布告の由来は周知のように一応、奈良時代の光仁朝（七七〇—七八一年）の天長節にさかのぼる。光仁一代にかぎり天長節が挙行されたが、それは中国（唐）の天長節を移入したものであった。「続日本紀」所載の光仁勅に「勅、十月十三日、是朕生日、每至此辰、感慶兼集、宜令諸寺僧尼、每年是日転経行道、海内諸国、並宜断屠、内外百官、賜醮宴一日、仍名此日为天長節、庶使廻斯功德、虔奉先慈、以此慶情、普被天下」とある。前掲の行政官布告と光仁勅を比較すると、行政官布告中の「群臣ニ醮宴ヲ賜ヒ」は勅の「内外百官、賜醮宴」と、同じく「天下ノ刑戮被差停」は勅の「宜断屠」と対応している。「毎年此辰ヲ以テ」も勅の「每至此辰」を意識したものであろう。行政官布告が光仁勅を復興する側面を持っていたことはほとんど疑いない。しかし光仁朝の天長節は光仁一代かぎりの祝祭であって、しかも復興とはいえず、扱べきものは「続日本紀」の右の簡単な文章が唯一のものであった。また問題となる庶民の祝祭は光仁勅には見当らない。しいていえば末尾の「以此慶情、普被天下」ぐらいであるが、これを庶民の祝祭の指示と解釈するのは無理である。維新政府の庶民の祝祭の布告は光仁勅以外のものに由来するのである。

天長節とは呼称されないが、天皇の誕生日の祝祭は幕末の女官の日記に毎年、記されている。たとえば幕末の最後の大典侍（女官の筆頭）、中山續子の『中山續子日記』の一八六二（文久二年六月一四日条に当日の孝明天皇の誕生日の記事が次のように見える。^④

御機嫌よく御たん生日ニ付、御かちん（餅）御まな（肴）、正親町大納言（実光）殿へ下さる、大すけ（大典侍、續子本人）よ

りのふみにて御ものかきしたゝめ、正親町殿をあゆげん上、夕かた御一こん、御賑々、常御所にて一こん、御盃大御乳（天皇の乳人）別段御盃下さる、御引つゝきおんの系（祇園会）にて一こん、御盃まいる、ミな／＼すゝし（生絹）うらはかま

孝明天皇の誕生日の祝祭は毎年、祇園会の後祭りと同日に行われていた。祝祭が神事として執行されていたことは、一層、詳細な記録を持つ大御乳人、押小路甫子の『押小路甫子日記』の同日条の冒頭に、

一、此御所御誕生日ニ付、内侍所江御鈴まいる……

と内侍所（三種の神器の鏡が設置）の鈴の儀が記されていることから分かる。神事ではあったが中山の日記に記されていたように天皇誕生日の祝祭は、異例なことに天皇の日常の居所、すなわち朝廷の御内儀（奥）に属する常御殿で行われた。この事実は朝廷の祭祀のなかの天皇誕生日の位置をよく示しているのであって、普通、新嘗祭などのフォーマルな祭祀は外廷の紫宸殿で全貴族が参加して行われる。また中山と押小路の日記によれば、祝祭の参加者は親王、女官と外戚の公家に限定されており、親王の参加者も敏宮、和宮らの天皇の兄弟と祐宮（明治天皇）、寿万宮らの天皇の子供に限られ、伏見宮系や有栖川宮系——孝明天皇は閑院宮系——の直接の血縁でない親王は参加していない。外戚の公家が参加するのは血縁の故であって、前掲の中山の日記に登場した正親町実光——新待賢門院雅子の父——がこの時の外戚である。一般の公家は天皇誕生日と係わりを持たなかった。

近世の親王や公家は各々の誕生日を個別に祝う習慣を持っていた。一例だけ幕末に活動した朝彦親王の誕生日の事例を掲げれば、『朝彦親王日記』一八六五（慶応一）年正月二十八日条に「今日、当賀延引、併御誕辰（朝彦自身の誕生日）ニ付、一同（家中）へ祝酒遣シ候事」と見える。天皇も同様に彼の誕生日を血族の親王、女官や外戚と彼の私的世界である常御殿で執り行っていた訳である。

一八六八年九月二〇日（天皇誕生日の二日前）付の行政官達は実は天皇誕生日の右のような性格と関連する。

来ル二十二日、御誕辰ニ付、醮宴ヲ可賜之処、御東幸御留守中ニ付、賜御祝儀候間、当日巳刻参集之事

同日、大宮御所へ参賀ノ事

京都へ出された達であるが、天皇の東幸のために醮宴を中止し、かわりに祝儀の下賜と参賀を指示している。右達の出た九月二〇日は天皇の東幸出発の当日であった。^⑩ 事実、押小路の日記の一八六八年九月二二日条には天皇東幸による内廷の「御祝のはし」——事実上の中止——と表（内廷の表からの祝儀の下賜の記事を見ることが出来る。天皇の東幸の故に京都の祝宴を中止するという行政官達の趣旨は一見、自然な文筋のようにみえるが、注意すべきことはこの文筋に従って天皇東幸中のすべての祭祀が処理された訳ではないことである。たとえば一八六八年の新嘗祭は古例に従って天皇東幸中の十一月一八日に挙行された。周知のように新嘗祭は古来から天皇が親祭するイネの祭りとして天皇の宗教的權威の淵源であった。『大久保利通日記』の一八六八年十一月一八日条は東京城で行われた新嘗祭について次のように記す。

……今晚、新嘗会御神事御遙拝被為在相詰候、御庭ヲ御遙拝所ニ而供奉、冥加至極也

明治天皇の臨席した東京城の新嘗祭は大久保を「冥加至極」と感激させたが、記されているように「御遙拝」にすぎぬものであった。一八六八年の新嘗祭の神事の本体は京都吉田神社境内に設置されていた神祇官代において前日の一七日暮方から一九日早朝まで挙行された。^⑪ 同年の新嘗祭は天皇親祭という原則に反しても、京都で執行されたのである。同じく一月二三日の孝明天皇祭においては「先帝へ被為対、御親祭モ相闕ケ御孝道如何哉」と見えるようにこの祭祀の京都における親祭が天皇の京都還幸の理由のひとつであったのであり、天皇の京都帰着は実に孝明天皇祭の前日であった。一八六八年の新嘗祭の「諭告書」（一月一五日布告）^⑫ は天皇東幸中になぜ「御祭ハ於京師」て挙行されるのか、また本来親祭すべき天皇がなぜ遙拝にとどまったのかという理由を次のように述べている。

来十八日、新嘗祭ニ相当リ、御祭ハ於京師被為行得共、主上御遙拝被為在……当年ノ新穀ヲ天神地祇ニ供セラル、重礼ニテ、三

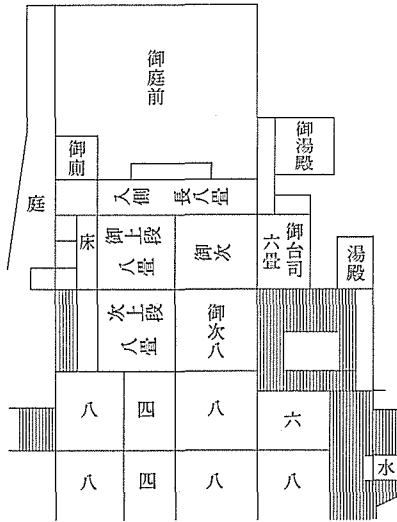
千年ニ近ク被為行……諸般ノ事ハ中世以来他邦ノ風儀モ立交換ヘトモ神事ノミハ古代ノ儘ニテ聊モ駁雜無之、純粹ノ古道ニ候、京都及山城國中ハ当日ヨリ明朝マテ梵鐘・誦經ノ音ヲ禁止シ……

新嘗祭は応仁の乱の直前に消滅して江戸中期まで二二五年間廃絶し、しかも神事の重要部分は口伝だったのであるから、「純粹ノ古道」が守られていたか否かは疑わしい。しかし右の「諭告書」に述べられているように、三千年に近い「純粹ノ古道」という神事の正統性を獲得するために、一八六八年という激動の年には天皇親祭という形式を犠牲にしても京都で神事を挙げる理由があったのである。東幸も激動のひとつであり、当時、天皇制も不安定であったことに留意する必要がある。新嘗祭は天皇の伝統的な宗教的權威を保存する役割を担っていたといえよう。この伝統的權威を保存する役割という点について見れば、前述のように先帝への孝道を語る孝明天皇祭も、また中世以来廃絶していた年穀豊熟祈念の祭事の再興をうたった祈年祭^⑧も同様である。祈年祭は天皇再東幸のわずか九日前に京都で挙行された。このように新嘗祭、孝明天皇祭、祈年祭の三つの祭祀はこの時期、天皇の宗教的權威の「伝統」を保存、再興する役割をもち、それ故に京都で祭祀が行われた。この三つの祭祀が維新时期に庶民と保わることがなかったのは理解できることである。これにたいして天皇誕生日の祝祭はその私的な性格の故に右のような役割から自由であり、はじめから祭祀の革新的側面を担い、庶民の祝祭と係わり、成立期近代の国民統合の動向と関連してゆくのである。

一八六八年、天皇側近の天皇誕生日の祝祭は東幸出発の二日後、近江国甲賀郡土山宿で行われた。東幸に随行した木戸孝允——東幸御用掛を兼務——の日記は土山宿の祝祭にかんするもつとも良質の史料である。

同（九月）廿二日、晴、天氣如春、四字、行在所に伺候、五字過、御出聲……三字過、土山へ御着聲、此日御誕辰に付 天皇節、行在所へ参上、祝言を上申せり、御前へ被召出、御酒を賜ひ、尚竹鞭を拝戴す、御次におゐる相公（岩倉具視）、宇和島（伊達宗城）、備公（池田章政）、田中（不二麿）・中山（忠能）・大木（喬任）等と酒肴を拝戴す、供奉の面々へ御祝酒を玉ふ、今日、終日供奉也、宿屋油屋藤右衛門……

図1 「本陣当時之図」



(出典) 「土山種蔵所蔵・天長節の紀念」
大日本維新史料稿本第3674冊より引用

であるから、相伴した七名は全員か、もしくはそれに近いメンバーだったと推定される。この酺宴参加者は岩倉と中山の二人が公家で、伊達（宇和島藩）と池田（備前藩）、田中（尾張藩）、大木（肥前藩）、木戸（長州藩）の五人が武士であって、前記したようにいづれも太政官の官員であった。いうまでもなく、武家優勢——数でみれば五対二——の維新政府の官員に相伴された天皇誕生日の酺宴は従来の公家による朝廷の祝祭に重要な転換をもたらしたのである。

天皇誕生日を祝して土山宿の民衆に御酒三石と鯛千五百枚が下賜された。それは「小前末々、裏屋・小屋・乳呑子ニ至ル迄、耆人御酒呑合、鯛杓枚宛」という性格のものであり、翌々日の九月二四日に各家・各人に分与された。天皇誕生日と庶民への祝儀施与との結合は前例のない新儀である。天皇誕生日の祝祭はこの意味においても伝統の保存とは異なる役割を持っていった。

知られているように王政復古の直後からラジカルに宮廷改革を唱えた大久保利通の「大坂遷都の建白書」は次のように

木戸は天皇行在所に赴いて「祝言」を述べ、天皇から御酒を下賜され、「竹鞭」を与えられた。鞭は一般に指揮権の象徴である。そして「御次」で岩倉（輔相）、中山（議定）、伊達（外国官知事）、池田（岡山藩主、刑法官副知事）、大木（参与）、田中（弁事）と木戸（参与）の七名らが酒肴を「拝戴」した。この時、天皇の行在所になった本陣、土山平重郎宅は図のようであり、御上段と次上段——天皇の居室——、そして御次が二室あった。木戸日記に見えた御次は図のそれと推定されるから、酒肴拝戴は次の間の臣下の相伴を指すのであり、すなわち布告の酺宴に他ならない。また図によれば御次は八畳二室

述べていた。

……主上ノ在所ヲ雲上トイヒ、公卿方ヲ雲上人ト唱へ、龍顔ハ拝シ難キモノト思ヒ、玉体ハ寸地ヲ踏玉ハサルモノト余リニ推尊奉リテ自ら分外ニ尊大高貴ナルモノ、様ニ思食サセラレ終ニ上下隔絶……即今、外国ニ於テモ帝王、從者一二ヲ率シテ國中ヲ歩キ、万民ヲ撫育スルハ実ニ君道ヲ行フモノト謂ヘシ

大久保は従来の「尊大高貴」な天皇にたいして「從者一二ヲ卒シテ國中ヲ歩キ、万民ヲ撫育」する個性的、能動的な天皇像を対置している。大久保の天皇論は「万民」（国民）の統合と関連を持ち、現在の天皇の個性性を引き出そうとしているのである。木戸も天皇の東幸について大久保に「御発聲被為遊候御主意、即日、偏く人民之心にも貫徹」と述べている。大久保や木戸は「万民」や「人民」の動向に敏感であり、一個の天皇と「万民」や「人民」を結びつけようと努めていた。そうだとすれば、維新政府の天長節のねらいは実に鋭利なものだったと考えられる。一六歳の「幼帝」の明治天皇がこの時期に獲得していた個性性は唯一、彼の誕生日以外にはなかったはずである。とりわけ一般の武士や民衆にとって誕生日以外の明治天皇の個性性は知られないのである。表一のように維新政府は以後も天長節を盛大に喧伝するが、その選択には十分に理由があったのである。

九月二〇日、天皇の出立を見送った大久保は日記に「希有之御盛典、難有不尽紙上」と記す。九月二二日の天皇誕生日当日は下阪していたが、

一、二十二日、何方へも不出、木場、税所、松方等入来

と記すだけである。翌日には東京へ向かう汽船に乗船する。それは天皇の東京着立を迎える工作をするためであった。そもそも彼は九月七日の日記に「御東幸ニ付木戸より云々申越、依衆議西上被仰付」と述べているように、木戸の依頼によって、遷延している東幸の実現工作のために一時、東京から上京していたのである。前述した大久保の天皇制の革新構想は木戸と協力することにより、この時、実現の歩を進めていたのである。しかし当然のことであるが、一八六八年の維新

表1 天皇誕生日の夙遇

年代	記 事
1868年	土山宿本陣土山家において有司（岩倉・中山・木戸・大木）らと御前祝宴（酬宴）、土山の民に清酒3石、スルメ1,500枚下賜。
1869年	小御所勅任官祝宴——延遼館各国公使・書記館祝宴（英公使パークス祝詞）。
1870年	神祇官神殿祭典——大広間勅任官祝宴——延遼館各国公使書記館祝宴——市民軒頭へ挑灯。
1871年	神祇官神殿祭典——天長節観兵式——大広間勅任官祝宴——延遼館各国公使・書記官祝宴。
1872年	賢所祭典——大広間勅任官（400人）祝宴——天長節観兵式——大広間非役華族等（280人）祝宴——延遼館各国公使祝宴（米公使デ・ロング祝詞）——清酒990樽東京市民に下賜。
1873年	賢所祭典——大広間勅任祝宴——天長節観兵式——大広間非役華族等祝宴——延遼館各国公使祝宴（勅任官ら35人に天皇・皇后の写真配布）。

出典) 『明治天皇記』1～3, 吉川弘文館, 1969年。

表2 町・村における天皇誕生日の祝祭

		年代	1868	1869	1870	1871	1872	1873
中井家店日記	東京府, 中央区日本橋室町	○	○	○	×	×	◎	
田中千弥日記	岩鼻県, 秩父郡下吉田村	×	○	×	×	×	◎	
富沢家御用留日新記	神奈川県, 多摩郡連光寺村	×	×	◎				
依田家年中万日記	甲斐府, 山梨郡下井尻村	×	×	×	◎	◎	◎	
青木久兵衛日記	加納藩, 羽島郡下佐波村	◎	×	×	◎	×	◎	
三輪田米山日記	松山藩, 松山市南久米町	×	◎	◎	◎	×		
中原嘉左右日記	小倉藩, 田川郡香春	○		◎			◎	

注) ○…布告の廻達のあるもの。
 ◎…町または村の祝祭のあるもの。
 ×…上記いずれもないもの。
 無記入…記載を欠くもの。

所在の府藩県は、ほぼ1868年, 住所は適宜記した。

- 出典) ① 中井家店日記, 国立史料館蔵播磨屋中井両替店記録。
 ② 田中千弥日記, 大村進・小林弋郎・小池信一共編『田中千弥日記』埼玉新聞社出版局, 1977年, 田中は神官。
 ③ 富沢家御用留日新記, 国立史料館蔵富沢家文書。
 ④ 依田家年中万日記, 国立史料館蔵依田家文書。
 ⑤ 青木久兵衛日記, 岐阜大学教育学部『郷土資料』11～13, 同学部, 1980～82年。
 ⑥ 三輪田米山日記, 『松山市史料集第8巻近世編7』松山市, 1984年, 浅海泰之氏稿, 三輪田は神官。
 ⑦ 中原嘉左右日記, 秀村選三監修・米津三郎校注『中原嘉左右日記』1～3巻, 1970～71年。

政府はこのような革新をただちに実現する力量を持たなかった。表二に示されるように庶民の奉祝も一八六八年には一部についてしか実現しなかった。以下、一八六八年の各地の天皇誕生日の祝祭の実際を検討しよう。それは天皇制による国民統合のはらむ問題の一端を明らかにすると思う。

- ① 前掲、はじめの注④参照。
- ② 行政官の権限に「督国内事務」がある。前掲『法令全書』一四一頁。
- ③ 『新訂増補国史大系』第二巻、四二二頁。天長節について、村上、前掲書のほか、池田温『天長節管見』（青木和夫先生遺著記念会編『日本古代の政治と文化』一九八七年、吉川弘文館）など。
- ④ 『中山續子日記』（日本史籍協会叢書）四三二―三頁。
- ⑤ 『押小路甫子日記』（同右）二、一二四頁。
- ⑥ 下橋敬長述『幕末の宮廷』東洋文庫、四四―七頁など。
- ⑦ 注④、⑤の日記参照。
- ⑧ 日本史籍協会叢書の『嵯峨実愛日記』や『朝彦親王日記』などを参照。一例を掲げれば、『朝彦親王日記』の一八六五（慶応）年六月四日条は、「一、如例歳祇園祭礼、無異珍重々々」と祇園会を記しているが、全二七条の詳しい同日の記載で天皇誕生日に触れていない（同日記一、三〇七―八頁）。
- ⑨ 同日記一、一二二頁。また、一八六八年、議定兼外國官判事として東京にいた東久世通禧の事例、「予誕生日ニ付、家来へ酒遣、一同大醉」（慶応四戊辰年日録）十一月二十四日条、『神奈川県史、資料編15、近代・現代（5）』一〇四〇頁。
- ⑩ 前掲『法令全書』三〇二頁。
- ⑪ 『明治天皇紀』一、八三八頁。
- ⑫ 『押小路甫子日記』三、五三〇頁。
- ⑬ 『大久保利通日記』（日本史籍協会叢書）一、四九三頁。
- ⑭ 『明治天皇紀』一、八九七頁。
- ⑮ 同右、九〇八頁。三条実美書翰。
- ⑯ はじめに、注⑤参照。
- ⑰ 現代の新嘗祭も秘儀（口伝）である。高橋絃『象徴天皇』岩波新書、一八〇頁、一八四―七頁、一九八七年など参照。
- ⑱ 『法令全書』明治二年、八九、九二頁。『明治天皇紀』二、五八頁。
- ⑲ 『木戸孝允日記』（日本史籍協会叢書）一、一〇三―四頁。
- ⑳ 『天長節の記念』（『大日本維新史料稿本』第三六七四冊所収、東京大学史料編纂所蔵）。
- ㉑ 『大久保利通文書』二、一九一―五頁。
- ㉒ 『木戸孝允文書』三、一三四頁、八月二八日付書翰。また、大久保らの「民ノ父母」という天皇統治論について、羽賀祥二『明治神祇官制の成立と國家祭祀の再編（下）』、『人文学報』五一号、一九八二年など参照。
- ㉓ 『大久保利通日記』一、四八四頁。
- ㉔ 同右。
- ㉕ 同右、四八二頁。

二 京都府の祝祭

九月二〇日付の行政官達が京都の群臣の酬宴を中止したことは前述のごとくであって、同達はかわりに御祝儀の下賜と御所への参賀を指示した。この前、九月一八日の行政官達は、

来二十一日、休日ニテ無之、二十二日休日之事

但、以後、一・六ノ日休日ノ事

と指令している。これは、この年正月二一日発令の三職議事規則^②の第二条で「一・六ノ日休」と規定され、したがって九月二一日が本来の休日となるのを取り止め、かわりに翌二二日の天皇誕生日を休日としたものである。このように京都では祝儀の下賜、参賀と休日が指示された。

京都の公家の祝祭の一例を久世家の「御役所日記」について見よう。久世家は羽林家、二〇〇石の公家であって、中級貴族に属する。当主、久世通瀬^{みよせとせ}は一八五八（安政五）年三月に条約勅許に反対する八八卿列参に加わったが、のち和宮降嫁に参画したために公武合体派公家として王政復古後、一時、謹慎を命じられ、その後、許されて権弁事に任じ、東幸に供奉していた。「御役所日記」九月二二日条に次のように記されている。

廿二日

一、御参賀、卯半刻過御與御供如常

右は今上御誕辰ニ付、大宮御所江も御参、巳刻御退出之事

一、若殿様（久世通章）御名代、梅溪宰相中将様江御頼之事

一、今日御誕辰ニ付、御祝被下候付、御家中惣詰席上下

昼 焼物 しやこ 鮑 大根

汁物 中ミそ
焼豆腐

さいそ

青み

御祝膳 鉢肴 鯛
せんまい 御上御下り被下

作身 ぼら

右今年ハ初 吸物 たい

て之御饗 大根 ぼうだら

格別之訳ニテ御祝互被下候事

右の日記から通瀬の子、通章が参賀したこと、家中の祝事を行ったことを確かめることができる。祝祭日に家中の祝事を行うのは近世の公家の慣例であるが、天皇誕生日の祝事がこの年に始まったことも、「今年ハ初て之御饗」という上欄の註記から分かる。久世家の天皇誕生日の家中祝事は以後、同家の恒例行事となっている。京都の公家の参賀と祝儀の下賜はこの他、『嵯峨実愛日記』^⑤、「山科言成日記」^⑥、「山本実政日記」^⑦などでも確認できる。山本実政は八月から行政官権弁事に就いて、当時、在京していたが、日記の九月二二日条に、

今日休日也、但、参賀、今日御誕辰也、一同ニ御祝酒ヲ給フ、但シ、就御東幸中以代金賜之……

とあり、休日も記されている。さらに太政官會計官の「會計日誌」^⑧ 九月二二日条に御祝儀金が商法司二六人（六人東幸供奉中）、鉦山司一人、當繕司八人、貨幣司三〇人、會計官一人、計八六人に支給されたと見える。祝儀金は太政官政府の各官にも広く配布されたらしい。このように天皇誕生日の祝祭は京都の公家一統と太政官の官員の行事として執行された。その内容は祝儀下賜と参賀、休日であった。

ここで京都の庶民の祝祭について見ておこう。京都府は山城国全域に次の布告（町触）を出した（ふりがなは原文）。

毎年九月廿二日聖上御誕辰ニ付て、天下庶民御嘉節を奉祝候様被仰出候、就而者戸々職業を休み相応御祝ひ仕り、夜中軒提燈差出可申候、尤当年ハ未タ奥州辺戦争も有之、全く天下御平定ニも不相成事ニ付、騒々敷賑合致間敷事

但し、差向家業ニ寄り強而相休不申とも不苦候事

右之通、山城国中江令布告候条、可相心得者也

九月

京都府

本文挑燈之義、在来之分相用ひ、新規ニ取捨候義ハ不相成旨御沙汰ニ候事

十六日

右の布告は「戸々職業を休み相応御祝ひ」と、休日と祝祭を指示しており——近世には同種の布告のないことは前述——、しかも山城国中へ発令された。末尾から一六日に布告の出たことがわかるが、それは前述した行政官の休日の達（二八日）より二日早い。布告が前述の八月二六日行政官布告の「於庶民モ一同御嘉節を奉祝候様」をうけて出されたことは明らかであり、京都府は行政官布告をうけて庶民の祝祭の内容を独自に具体化したと考えてよいと思う。独自にという意味は布告の行政官達より早いこと以外に、布告自体に見られる矛盾にもある。京都府布告を注意して読むと内容にやゝ不可解な点があるのである。庶民の「戸々職業を休み」を命じながら但し書きで「強而相休不申とも不苦」と、これを事実上、否定し、提灯を軒に掲げるように指示しながら新調を禁止し、祝祭を「相応御祝ひ」するように言う一方で本文中で「奥州辺戦争」を理由にして「騒々敷賑合致間敷」と強い制限を設けている。総じて京都府布告は同府の庶民の祝祭行事にたいする消極姿勢を露骨に示していると思う。同府の翌六九年の庶民にたいする布告は次の通りである。

昨年御布令在之通、毎年九月廿二日聖上御誕辰ニ付、天下庶民御嘉節ヲ奉祝、戸々家業ヲ相休ミ、相応御祝ひ仕り、夜中軒挑燈ヲ差出可申候、尤右ニ事寄セ乱隋粗暴之振舞無之様、和衆相賑可申候

表3 遠藤家の1868年9月の行事

日付	名称	内容
1日	朔日祝ひ	神供, 家中午饭, 2月1日通り。
8日	節句前祝ひ	神供, 夜見せへ酒出ス。
9日	重陽節句	午祝膳, 昼飯後見せへ酒をいだす。
12日	豆名月前日	豆むしり置。
13日	豆名月	くれ早々家内おや豆いわふ, 同店へ酒出ス。
23日	石田先生御祥忌	費舎参詣, 祭礼。
24日	同上	昨日の通祭礼。
晦日	晦日祝ひ	正月晦日の通り。

出典) 遠藤家「諸行事記」京都市歴史資料館所蔵写真版。

但、差向キ家業ニ寄、強而相休ミ不申とも不苦事
右之趣、山城国中、社寺共無洩相違もの也

この布告は前年のものとほぼ同文、もしくは同趣旨といつてよいが、前年の「騒々敷賑合致間敷」という祝祭の制限は「右ニ事寄セ乱随粗暴之振舞無之様」ともう少し具体的に強く表現されている。前年の布告ではこの制限は「未タ奥州辺戦争も有之」と戦乱によって根拠付けられていたのであるが、六九年の布告は戦乱が制限の真の原因ではないこと、たんなる名目にすぎないことを明らかにしているのである。同時に六九年の布告が「和楽相賑可申」と「和楽」という言葉をとくにあげているのも注目される。

右のように京都府の庶民の祝祭にたいする消極姿勢が明白である時に、庶民の祝祭が実際に行われたか否か疑問であろう。三条通烏丸東入梅忠町（現在、中京区）の呉服商の遠藤家、屋号平野屋に一八六八年の一年間の祭日、忌日の神事、料理および行事などを詳細に記録した「諸行事記」一冊が残されている。「諸行事記」によれば、九月には表三のごとく朔日祝、重陽節句、豆名月、石田先生御祥忌、晦日祝の五例が見られるが、天皇誕生日の記載はない。石田先生は石田梅岩のことで、遠藤家は石門心学に尽力していた^⑩。梅岩の忌日は表のように天皇誕生日の翌日である。今のところ遠藤家以外の事例を見い出さないが、京都府では右に述べたような布告の消極姿勢、矛盾した内容もあわせ考えて布告が出されただけに終わったと推定しておきたい。本稿では京都府の庶民の祝祭にたいする消極姿勢の要点を「騒々敷賑合致間敷」（一八六八年）や「右ニ事寄セ乱随粗暴之振舞無之様」（一八六九年）にあると判断した。このように

同府の消極姿勢が現われる理由について他地域の事例を検討してから述べることに

する。

- ① 『法令全書』明治元年、二九八―九頁。
- ② 同右、二頁。
- ③ 京都久世家文書、国立史料館所蔵。
- ④ 『幕末の宮廷』八二―三頁。
- ⑤ 『嵯峨実愛日記』（日本史籍協会叢書）二、三六三―四頁。
- ⑥⑦⑧ 大日本維新史料稿本、第三六七四冊。
- ⑨ 京都町触研究会『京都町触集成』一三卷、二五〇頁。底本は、下京上良組衣棚町触留（衣本）。諸本との異同は微細である。異同表記は省略した。大日本維新史料稿本、第三六二―一冊にもある。
- ⑩ 同右、三五六頁。底本は衣本。同じく異同表記省略。
- ⑪ 遠藤家文書写真真版、京都市歴史資料館所蔵。
- ⑫ 『史料京都の歴史9、中京区』中京区関係文書目録・解説九八頁。

三 東京府の祝祭

天長節前日の九月二一日、東京の大総督府参謀は、

明二十二日、今上帝御誕辰ニ付、在府之諸兵へ御祝酒下賜候事

と在府の兵士への祝酒の下賜を指示している。^① 親征大総督で鎮将府総督を兼ねていた有栖川親王の『熾仁親王日記』、九月二二日条にも、^②

一、皇上御誕辰日ニ付、議事休日、下参謀以下諸藩在府之兵士迄酒肴遣之事

と見える。やはり兵士への祝酒下賜があり、大総督府の議事所（五月一日設置）が休日になった。右の祝酒下賜は『肥後藩国事史料』などによって確かめることができる。祝酒は代金で下賜され、大総督府の場合、兵士一人に酒二合分の代金と肴料若干が配布された。このように、休日や祝儀の下賜は、大総督府全体として確認されるが、陣営や官府における祝宴を見ることはできない。唯一の祝宴の事例は丹波の農兵隊の山国隊のものである。同隊の『征東日誌』は「今上帝御誕辰日」の御酒料の下賜を記したあと、

一、隊中奥州無事帰陣セルト併セテ祝宴ヲ開ク

と記載している^④。今のところこれが確認できる唯一の祝宴である。ただし丹波山国隊の祝宴の場合、祝いの比重が「今上皇帝御誕生日」と「隊中奥州無事帰陣」といづれにあったのかは明らかではない。大総督府の他の陣営に祝宴を見ないことから後者に比重があったと考えることは理由のあることであろう。

ちなみに同じ大総督府管轄下の東北戦線にある兵隊についてみれば、たとえば長州藩奇兵隊は当時、会津城下に本陣が入っていた。そして実は一奇兵隊士の『戊辰戦争従軍記』九月二二日条が、

在陣同、斥候として半隊宛城下へ出す、降参旗を城内へたて謹慎の事……

と記すように、一八六八年の天皇誕生日は会津降伏の当日であった。九月二二日の『奇兵隊日記』は、奇兵隊の公的な日記であるが、一三名の負傷兵人名を記すだけである——翌日に戦勝の記がある——。東北前線の官軍は戦勝で沸き返っており、天皇誕生日をみることはできない。

東京府の庶民の祝祭についてみておこう。九月に東京府は次のような布告を出した。^⑦

組々世話掛

名主共

九月廿二日、天皇御誕辰ニ付、毎歳群臣ニ酬宴ヲ賜リ、天下ノ刑戮ヲ被擱、庶民ト御慶福ヲ共ニ被遊候思召ノ旨、被仰出候ニ付、

同日ハ工商共其業ヲ相休、御嘉節ヲ奉祝候様可致旨、名主共支配限不洩様可申聞

右ノ趣組々并番外迄早々可申通

辰九月

この東京府の布告は前引の京都府の布告とくらべて休日や祝祭についての制限はみられない。したがってその分だけ分りやすい布告になっているが、もともとの八月二六日の行政官布告と対照してみると、東京府布告はほとんど行政官布告のひき写しであって、独自性といえるものは「同日ハ工商共其業ヲ相休」の部分に限定されることが判明する。右のよ

うな東京府布告に庶民の祝祭実現への積極姿勢が、京都府布告と異って、在るといえるであろうか。事実を検討しておく必要がある。

東京府金吹町（現在の中央区日本橋室町）で一七二四（正徳四）年以来、両替商を営む播磨屋中井家は一八六八年九月に、東京府の「酒造其外諸上納金包改方会計所御用達」と「商法司兼商社頭取」に任命され、新政府との連携を強化していた。中井家の年々の「店日記」には店内外の諸事が詳細に記されており、その九月二〇日条には右の東京府の天皇誕生日布告が「町御触」として留められている^⑤。しかし同日記の九月二二日条には天皇誕生日は見当らない。同日記の同日条は中井新右門、倉又右衛門、橋本清左衛門、鹿嶋利右衛門、三井清左衛門の五軒の越前藩の「銀主中間」が、一同集会上、調達金の返済を求める連名の願書を越前藩江戸屋敷守り、木下十之介まで持参したことを詳細に記すだけである。しかも同日記は、他の箇所では、店の休日を「休日」（二〇月二〇日など）や「休業」（二月二日など）と明記している。両替商中井家は天皇誕生日の九月二二日に東京府の「工商共其業ヲ相休」という指示にもかかわらず、休店しなかったことが分かる。右の「店日記」に登場した他の商家も休業しなかったであろう。東京府はその後も天皇誕生日の休業を毎年布告したが、中井家の天皇誕生日休業の初見は西暦改暦が行われた一八七三（明治六）年一月三日であって、すなわち、

- 一、天長節会御当日ニ付、昨日々国旗式流差出、夜分惣朱長提灯式挺差出申候
- 一、右ニ付、今日ハ見世相休申候事

と記されている^⑥。この改暦に際して周知のように政府は五節句の廃止を同時に布告した。たとえば「店日記」の同年三月三日（上巳の節句）の条に次のようにみえる。

- 一、上巳之御祝義・御礼式、御廃止相成候ニ付、（節々）内和礼等も同様相止メ、見セ平日之通、節句料理も無之、草菜・白酒・煮染も被下方無之事

中井家が早々に五節句の店休業を取り止めているのは注目すべきことである（後述）。

一八六九年九月、東京府は弁官への伺書のなかで一八六八年の天長節にふれて「昨辰年御誕辰ノ日、御府役々上掛ノ者へ御祝儀金三百疋ツ、被下、囚人共へ為食用金子下賜」と記している^⑩。官員への御祝儀金下賜が東京府の官員にも及び、囚人にも食用として金銭が与えられた。この囚人への下賜金は八月二六日行政官布告の「天下ノ刑戮被差停」と関係すると推測されるが、翌年に廃止されたこと以外は分からない。伺書のなかで東京府が続けて次のように述べているのは、一八六八年の東京府布告の一面を語っていると思われる。

……市中へへ、如別紙（前掲布告 申達候までニテ、被下物等ハ無之候……

市民にたいする祝儀などの配布はなく——囚人への下賜はあった——、八月二六日の行政官布告のほとんど引き写しにすぎない東京府布告は単に布告されただけ（申達候までニテ）であったと思われる。このように東京府も、京都府と同様に、庶民の祝祭に消極的であった。

- ① 『法令全書』明治元年、三〇三頁。
- ② 『熾仁親王日記』（日本史籍協会叢書）一、一三〇頁。
- ③ 『改訂肥後藩國事史料』九、二三八—九頁。
- ④ 藤野斎『征東日誌——丹波山國豊兵隊日誌』一七五頁。
- ⑤ 武廣武雄『戊辰戦争従軍日誌』、一八四頁。
- ⑥ 『奇兵隊日記』三、三七八—九頁。
- ⑦ 公文録、東京府ノ部、国立公文書館所蔵。
- ⑧ 播磨屋中井両替店文書、『改六拾七番日記』、国立史料館所蔵。
- ⑨ 同右、『改七拾貳番日記』
- ⑩ 明治二年、東京府伺、公文録、東京府ノ部。

四 横浜、神奈川府の祝祭

九月一四日、外国官副知事で神奈川府知事を兼務していた東久世通禧は各国公使に「今帝陛下降誕日」の二二日一一時、神奈川砲台において二一発の祝砲を行う旨、通告した^①。一方、九月一六日、イギリス公使パークスは右の旨をイギリス軍艦の司令官と横浜イギリス陸軍頭取に通達したという返答書翰^②で、

(イギリス陸海軍司令官が)此佳辰ニ当リ、万国帝王ヲ祝スル通例ノ礼儀施行スヘキ旨申来候、依テ委細閣下ト共ニ相談スルヲ要ス、可成丈早々得御面接度存候

と「万国帝王ヲ祝スル通例ノ礼儀」、欧米に通例の国主の誕生日祝祭を提案し、早急に会談したいと東久世に申し入れている。東久世の日記の翌一七日と一九日の条に、

十七日

西城東京府等へ出仕、二字、英士官 アトムス ミットホルト 来、於中井宅面接食事、明日、横浜帰港事申来
三条横行之事相決ス、東京府ニ止宿

十九日、陰、十字、裁判処出席

英公使館行

江戸開市日限事、一、中井之事、一、税官之事

一、遊歩之事、一、鑑札之事

一、御誕辰、三条来港之事

一、英女王より進物大刀之事

一、廿八日ニ西班牙条約調印之事

と記されている。一九日条に「御誕辰、三条来港之事」とあるから、一七日条の「三条横行之事」も天皇誕生日の横浜での挙行のために決定されたことが分かる。決定は、アダムズ、ミットフォードという公使館書記との会談でなされた。

日本側当局はパークス提案の翌日にこれに迅速に対応したのである。同一九日に東久世は議定に昇進し、かわってそれぞれ神奈川県知事と外国判事に就任した寺島陶蔵(宗則)と井関齊右衛門(盛良)は各国外交官を六時半から開かれる横浜裁判所の祝宴に招待した。二一日、三条は東久世や長岡護美らとともに汽船に乗って横浜に到着する。

九月二二日、天皇誕生日当日の東久世の日記の記載は次のようになってゐる。^⑦

廿二日

天皇宸誕日、十字、三条、長岡、万里小路、於埋地、英陸軍訓練、騎馬にて見物、英公使館行、昼食事、西班牙条約案来ル
夜分点灯、市街輝々、祝砲廿一発

横浜で天皇誕生日の祝祭がたしかに行われたことが分かる。右の記事は短文であるが、注目すべき部分もある。後半に見える「西班牙(スペイン)条約案来ル」は祝祭と関係ない。しかし末尾の「夜分点灯、市街輝々、祝砲廿一発」は天皇誕生日の祝祭に相違ない。前半の午前一〇時からの「三条、長岡、万里小路、於埋地、英陸軍訓練、騎馬にて見物、英公使館行、昼食事」という記事は天皇誕生日の祝祭と何らかの関連を持つのであろうか。知られているように横浜には軍艦乗り込みの水兵を除いて、イギリス陸軍部隊七〇〇名前後とフランス海兵隊三〇〇名前後が山手の英仏兩國陣営に常時駐屯していた。記事中の「埋地」とは一八六六年一〇月の横浜大火で移転した港崎遊廓の跡地周辺であり、この埋立地で兩國兵が練兵を行っていた。^⑧ 英仏兩國にたいする横浜居留地防衛のための駐兵権は一八六三(文久三)年の若年寄酒井忠毗書翰たてまじりによって承認され、一八六四(元治元)年四月にイギリスのいわゆる赤隊とフランスの青隊が派遣されてきた。^⑨ そしてこれも知られているように一八六九年四月、維新政府の外国官は「外国官問題十七条」を提出し、「万国ノ公法ニ依ル時ハ自己ノ属国ヲ除クノ外、兵隊ヲ備ヘテ交際スルヲ聞ス」(第一条)、「今ヤ外国ヨリ我国内ノ可否ヲ制スルニ至ル」(第三条)と述べてその不当を強く批判していた。^⑩ 井上清らが強調したようにこのような外国軍隊駐留は近代国家にとって例外的なものである。^⑪ イギリス陸軍駐屯兵の日本政府高官による「見物」は、右のような外国軍隊の駐兵権の問題と関連せずにはすまないのであり、問題をはらむ行動なのである。イギリス公使館書記アーネスト・サトウの『一外交官の見た明治維新』の第三章に日本政府高官の「見物」が次のように記されている。^⑫

十一月六日(訳注、明治元年九月二十二日)は天皇の誕生日にあたるので、祝賀の盛儀が取り行なわれた。横浜では第十連隊第

二大隊の観兵式が挙行され、ハリー卿はすでに右大臣に昇進していた三条をこれに招いた。外国の軍艦は神奈川の砲台と呼応して皇礼砲を発射し、一同は湾を見おろす私の二階の縁側からそれをながめた。

三条のほか、長岡良之助、万里小路（訳注、大総督府参謀、万里小路通房）などもいた。公使の居館でこれらの人々に昼食を供し、また、あの三月二十三日の勇敢な行為によってイギリスから後藤と中井へ贈られてきた名譽の劍の伝達が行なわれた。中井はすぐに自分のを腰におび、金レースの帽子をかぶって、気取りながら歩いて見せたが、中井自身の得意さはもとより、一座の人々も大いに興じた。

ちょうど横浜の競馬の二日目にあたったので、一同そろって競馬場へ繰りだそうじゃないか、ということになった。白の前垂をつけて、黒漆塗の紙帽子をかぶっていた三条と東久世は、競馬場ゆきを辞退した。私は万里小路と長岡と馬で行ったが、この二人は大いにはしゃいでいた（ルビおよびカッコは原訳文―井上）。

イギリス陸軍で訓練を行ったのは第一〇連隊第二大隊であった。神奈川砲台と各国軍艦の祝砲――前述のように午前一時に予定されていた――が昼前に行われたことも分かる。そしてサトウが明記するように日本政府高官によるイギリス陸軍駐屯兵の「見物」は天皇誕生日の公式行事たる「観兵式」に他ならなかった。

後藤（象二郎）と中井（弘）の「あの三月二十三日の勇敢な行為」とは、この年、陰曆二月三〇日に京都で起きたイギリス公使パークス襲撃事件の際の後藤と中井の活躍を指している。天皇に謁見するために御所へ向っていたパークスは攘夷派志士二名に襲撃された。パークスの一行とともに進んでいた後藤と中井は抜刀して犯人と闘い、一名を斬り倒し、残る一名を捕縛し、パークスから高く評価されたのであった。この天皇誕生日当日の「名譽の劍の伝達式」が日英兩國のあらかじめ予定された行事であったことは、前引の東久世の日記、九月一九日条に「英女王より進物大刀之事」が英国公使館における協議事項として載っていることから分かる。

東久世の日記とサトウの著書から判明する祝祭への日本側出席者は三条、東久世、長岡、万里小路、中井である――『伯爵後藤象二郎』はイギリス女王から贈られた劍の写真を掲げているが、「十月に劍を賜はる」と説明しており、大坂

府知事であった後藤は伝達式には参加しなかった^⑭。当時、三条は右大臣兼輔相と関八州鎮將、東久世は議定、長岡は議定兼軍務官副知事、万里小路は鎮將府弁事兼大総督府参謀——中井は神奈川府判事——である^⑮。横浜の祝宴に、東京に駐在し、東日本を管轄する鎮將府の首脳が列席したことが注意される。頂点にいた三条は七月の鎮將府設置と同時に「関東以東政務御委任」を沙汰されていた^⑯。「御委任」とは天皇からの委任の意であって、東日本における天皇の代理人の役割を担っていた。一〇月の天皇の東京着と同時に以後、「万機震断」という理由をもって三条が鎮將を辞任したことがそれを証明している。天皇誕生日の当日は会津開城、すなわち東北戦争の終了の日であった。内戦中という状況は維新政府の外交を規制するところがたしかにあったであろう。しかしそのことに配慮したとしても、国主、または国主の代理人が、国王誕生日のような公式行事の際に駐屯している外国軍隊の観兵式にことさらに出席したとすれば、それは外国にたいする過度の協調に他ならないと思う。維新政府の外国官は翌六九年には前述の「外国官問題十七条」で外国軍隊の駐屯を民族自立の見地から激しく批判したのであるが、そこに現われた強固に民族主義的なためまえ——維新政府の「万国対峙」の国是と同じ——は、実体としては必ずしも過大評価できないのである。維新政府に民族的な方向があることは否定できないが、同時に右のような強い協調路線が貫いている点を押えておかねばならない。

そもそもイギリス陸軍駐屯兵観兵式などという行事はどこから生まれてきたのであろうか。前述したように最初に「万国帝王を祝スル通例ノ礼義」を提起し、東久世と早急に会談したいと申し入れたのはパークスの一六日付東久世宛書翰であった。鍵のひとつがこのパークス書翰にあることは明瞭だと思う。知られているようにパークスが維新政府の開国政策が不可逆的に確定したと承認するのは一八六九年のエジンバラ公来日の一連の行事の終了後であった^⑰。それ以前、パークスはあらゆる機会をとらえて維新政府を開明路線に拘束する努力をおこなうことができなかった。一七日のアダムス・ミットフォード・東久世会談や一九日のイギリス公使館での協議によって祝祭行事の大枠が決まり、同日、日本側主催の祝宴への招待状も発送された。総じてパークスやイギリス書記官の提議が先行したと思われる。サトウの記述にあるようにパークスが

三条ら高官を觀兵式に招待したのである。そして維新政府ないし鎮將府首脳もそれを進んで受け容れたのである。白の前垂と黒漆塗の紙帽子をつけて觀兵式に出た三条と東久世、金レースの帽子をかぶって気取って歩き一同を楽しませた中井、あるいは競馬場で「大いにはしゃいだ」万里小路や長岡、これらの政府高官の姿がそれを証明していると思う。

横浜における天皇誕生日は右のようにむしろイギリス側のリーダーシップによって「万国帝王ヲ祝スル通例ノ礼儀」を目指して、結果的にはある植民地的様相を含みながら——從屬的にと表現することも可能であろう——展開した。日本政府がそれを容認し、重要視したのは、三条という東日本における天皇主権の代行者が横浜に赴いて祝祭に参加したことからも明白であった。

神奈川県の庶民の祝祭について、同県生麦村（現在、横浜市鶴見区）の名主、関口東右衛門の『関口日記』の九月二一日条に次のように記されている。

一昨日、横浜町会所々御沙汰ニ付、村々名主名前可書上様ニ付、当村名主東右衛門・治郎右衛門書上候由、今日、名主御呼出之
処……組頭八郎右衛門出勤いたし候処、明廿二日、皇御誕生就御祝儀、村々名主へ御酒料として金百疋宛、於御裁判所ニ被下置候
包紙上書

御酒代 生麦村

名主東右衛門

外卷人

神奈川県は天皇誕生日の前日に各村の名主を横浜裁判所呼び集めて「御酒料」を配布した。神奈川県の管轄範圍は八月に鎮將府から「神奈川十里四方、於其府可有支配事」と達せられ、広大な領域を抱えていた。^②この時期の神奈川県（府）が一〇里四方を実効的に支配していたか否か検討の余地があるが、当初、行政事務を引き継いだ旧神奈川奉行の支配地だけでも一万一、三二〇石余と決して小さくはない。^③

その後、一八七〇（明治三）年に神奈川県は次のような達を出した。^②

当月（九月）十七日、於伊勢山神宮御神事修行有之処、同廿二日主上御誕辰ニ付、廿一日も同所ニおゐて御祭礼・奏楽有之候間、十七日は組合村々ニ而惣代参式人、廿二日は神酒被下候間、一村参人つゝ惣代として参詣可致候

但、一日路ニ不相成場所并格別小村は本文兩日之内一日、又は代参ニ而罷出候共不苦候

名主招集、神酒被下という一八六八年の神奈川県的方式は、右のように一八七〇年には伊勢山皇大神宮神事、名主招集、神酒配布へと発展するのである。一八七〇年の名主招集の範囲が広大な神奈川県全域に及んだことは但し書の「一日路ニ不相成場所」から分かる。

① 神奈川県立図書館編『神奈川県史料 第六卷 外務部一』七九頁。

② 同右。

③ 「慶応四戊辰年日録」『神奈川県史、資料編15、近代・現代（5）』

一〇三六頁。

④ 『百官履歴』（日本史籍協会叢書）二、二三三頁。議定の正式受諾は一〇月一七日。

⑤ 『神奈川県史料 第六卷 外務部一』八〇頁。『百官履歴』一、九

二、三三八頁、なお神奈川県への改称は九月二日であるが、本稿ではおむね神奈川県と記した。

⑥ 注③に同じ。

⑦ 同右。

⑧ 『横浜市史稿』風俗編、一三六頁一七。

⑨ 『続通信全覽』類輯之部二一、二九四、三七六頁。石井孝『増訂明治維新の国際的環境』二四〇一頁、一九六六年、吉川弘文館。広瀬靖子『幕末における外国軍隊日本駐留の端緒』『お茶の水史学』一五、

一九七二年。

⑩ 「公議所日誌」第九、朝倉治彦『太政官日誌』別巻四、二〇八一—二〇八二頁。

⑪ 外国軍隊駐屯の民族的危機を強調する見解に、井上清『日本現代史 1、明治維新』一七一—一五頁、一九五一年、東大出版会などがある。

「外国官問題一七条」に論及した論稿に、芝原拓自「明治維新の世界史的位置」（『歴史学研究』二五三号、一九六一年）、岡義武『黎明期の明治日本』一〇一—一六頁、未来社、一九六四年、稲生典太郎「条約改正論の一源流について」（『日本外交思想史論考』第一、小笠書店、

一九六六）、岸甫一「維新期の横浜駐屯イギリス軍隊撤隊問題」（『日本歴史』三七七号、一九七七年）、永井秀夫「維新期の対外問題」（『遠

山茂樹編『天皇制の成立』一九八七年、岩波書店所収）など。

⑫ アーネスト・サトウ、坂田精一訳『外交官の見た明治維新』岩波文庫、下、二一九頁。

⑬ 同右書、一八三—一五頁など。

⑭ 大町桂月『伯爵後藤象二郎』三五八—九頁、一九一四年、富山房。

⑮ 『百官履歴』一、三七六頁。同書二、二七五—一六頁。

⑩⑪ 同右、一、二、三頁。

⑬ 岡義武、前掲書、一三三―一三頁。

⑭ 横浜市教育委員会編『関日記』第一六卷、三五六頁。

⑮⑯ 『神奈川県史』通史編4、近代・現代(1)六一―二頁。

⑰ 鈴木登久治家文書(神奈川区)「御用留」、吉浜俊彦家文書(緑区)

「御用留」、横浜開港資料館所蔵写真版。

⑱ 一八七〇年創建。同年一二月に県内宗社指定。『横浜市史稿』神社・

教会編、四六一―七頁。

五 長崎府の祝祭

「崎陽雜報」は一八六八年八月に創刊された日本最初の地方新聞として知られている。同紙第三号は長崎における天皇誕生日の祝祭について次のように記す。

九月廿二日

御宸誕ニ付、平明、御国旗ヲ上ゲ、御揚台ニ於テ大砲廿一発御祝放有之、随テ碇泊ノ諸藩、イギリス、オロシヤ、アメリカ、其外各船ヲ粧ヒ、櫓頭高ク御国旗ヲ掲ゲ、同致廿一発ヅツ奉祝候事

右ニ付、府公ヨリ各国「コンシユル」及御雇教師等ヲ福濟寺ニ御招キ、御祝酒下サレ、観宴夜半ニ及ベリ。同日、府下ノ数町ヨリ踊子ヲソロヘ、皇太神宮ヲ始、氏神其外諸社並ビニ督府ヘ差出シ、市郷及ビ近国ノ老幼男女街頭ニ群集シ、兒童東西ニ奔走シテ、喧声鼓動、実ニ耳目ヲ驚カセリ……

早朝に国旗を掲げ、祝砲を放ち、各国領事や御雇教師らを福濟寺へ招いた祝宴が行われて夜半に及んだ。同日、府下の数町から皇太神宮、氏神など諸社、督府へ踊子が廻り、市内や近国から人々が群集し、盛大な祝祭が行われたと、以上が記事の大体である。「崎陽雜報」はなかば官報的な性格を持っており、^⑳事実を確かめておく必要がある。国旗や祝砲をとくに確認する史料はない。福濟寺で外国領事や御雇教師を招いて開催されたという祝宴も直接これを証明する史料を知らないが、長崎府判事、佐々木高行の『保古飛呂以』の左の記事がやゝ参考になる。^㉑

一、九月廿二日、休日、今日ハ聖上御降誕日ニ付休日、市中賑々シ、野村方へ林・小島同伴、午後散歩、夕五字ヨリ外国人案内ニ

テ福井屋へ行く、英亜蘭亭葡 フルベッキ、マンシヘルト帰宿……

「夕五字より外国人案内ニテ福井屋へ行く、英亜蘭亭葡」と記された福井屋の各国外国人（と佐々木たち）の集会と、前記した福済寺の祝宴との関係がよく分からない。福済寺の祝宴も「崎陽雑報」の記事によれば夕方から開かれたのであり、福井屋は福済寺の誤記かと思われる。この点、記載にやや問題はあがあるが、夕方、長崎府の役人と外国人の間で交歓が持たれたことは『保古飛呂比』の右の記述にも明らかである。フルベッキ（アメリカ）とマンシフェルト（オランダ）も「崎陽雑報」が福済寺への招待を記していた御雇教師である。官府の行事にかんする「崎陽雑報」の記事は大筋を疑う必要はないと思う。横浜と同様に、長崎府においても政府高官と外国人関係者によって祝宴が行われたと思われる。福済寺は長崎市街北端の黄檗宗の寺で、一八九九（明治二二）年のグラント將軍歓迎の宴もここで行われたが、それは古くから崎陽随一と知られた同寺の眺望によるものであった。⑤問題とすべきは、「崎陽雑報」の後半部分、すなわち、府下で盛大に、府内の老若男女を集めて挙行されたという庶民の祝祭の記事である。もし仮に記事が事実を伝えているとすれば、それは日本のなかで唯一の盛大な庶民の天皇誕生日の祝祭である。京都府では東北戦争を名目に「騒々敷賑合致間敷」と抑制され、東京府では行政官布告の焼き直しにすぎぬ布告にとどめられ、神奈川県では村々名主への神酒代配布に抑制された庶民の祝祭であった。

前引の佐々木の『保古飛呂比』には、当日が「聖上御降誕日」によって休日であったこと、「市中賑々」であったことが記されていた。市中ではたしかに催しがあったらしい。『長崎町方史料』に一八六八年九月末、町方肝煎から提出された二通の伺書がある。⑥

(A) 乍恐口上之覚

一、一昨廿三日、私共町会所当番相勤罷在候処、町々小前之もの共心得違仕、練もの雌立、市中徘徊致候始末、差留方不行届之段奉恐入候、依之急度相慎申度、此段奉伺候、以上

辰九月

町方

御掛所

〔不及左扣候事

(B) 乍恐口上之覚

一、当廿二日、聖上御誕辰ニ付、私共町々俄ニ踊差出奉悦候、然ル処廿三日ニ至リ、又候市中離立徘徊仕候段、当御時節柄限て、小前之ものへ被仰渡候義も御座候段心得違仕、右之及始末、於私共奉恐入候、依之一同急度相慎申度此段奉伺候、以上
辰九月廿五日

〔不及差扣候事

町方

御掛所

町方肝煎
佐々木 栄助印
同 (陸力)
伊藤 〔次郎印

江戸町肝煎
志賀 六兵衛印
上筑後町同
瀬川歩左衛門印
後興善町
荒木長右衛門印
本蔵町同
吉田 宗七郎印
材木町同
奥田 庄兵衛印
本興善町同
木村 直之助印
今魚町同
江崎 長太郎印

伺書(A)は町方肝煎二名から出されており、九月二三日に「町々小前之もの」が心得違ひをして「練もの離立、市中徘徊」したことについて「差留方」の不行届を伺い出た史料である。二三日はいうまでもなく天皇誕生日の翌日であるが、なぜ二三日の騒ぎが問題になったかという点は伺書(B)によって分かる。二三日の「聖上御誕辰」に江戸町以下七ヶ町から「俄ニ踊」——俄踊りであろう——を差出したところ、その俄踊りが心得違ひをして二三日にも市中をはやし立て踊り廻ったのである。俄踊りが二日に及んだことが規制を越えた訳である。次の「当御時節柄限て、小前之ものへ被仰渡候儀も御座候処」という文章は、意味をとりがたいが、伺書(A)に小前のものの「心得違」、そして一方、町方役人の「差留方不行届」と記されているように、都市下層民と町方役人(有力町民)との対抗をはらんだ、幕末維新期の都市騒擾の状況を大前提として読むことができるように思う。仮にそうであるとすれば、「当御時節柄限て」という文言にこの時期の都市騒擾の状況が含蓄されているかもしれない。九月二五日に町方役人が慎みを申し出た町々、すなわち規制を越えた踊りの主体になったと思われる町々は、伺書(B)に記されているように市内北端の上筑後町、南端の本龍町、西端の江戸町(出島の入口の町)、中央部の材木町、同じく中央部やや北よりの後興善町と本興善町、同じくやや東よりの今魚町であり、市内全域に散在することが分かる。北端の上筑後町は長崎府庁(立山役所・旧長崎奉行所)の門前の町でもあるが、このように二日目の俄踊りも長崎市内全域で起こったのであった。一方、「長崎県史料十一 禁令」所収の翌六九年七月二六日の記事に「昨夜市中之者共多人数徒党、米屋共ヲ打潰シ」と見え、長崎の都市騒擾の状況は、翌年には現実には打ちこわしを引き起こすほど深刻化していた。六八年にも規制を越えた「小前之もの」の俄踊りが登場する素地は十分に存在したのである。

以前、第二節の京都府の祝祭の検討で、京都府の山城国中への布告の問題点について考察した。京都府の布告は庶民の祝祭を指示した行政官布告をうけたものであるが、独自性の豊かな布告であった。また布告自身が矛盾をはらんだものもあった。休日を指示しながら「強て相休不申とも不苦」と事実上、その指示を打ち消し、「夜中軒提灯差出」を達しながら、新規に提灯を調えることを禁止してもいた。京都府の庶民の祝祭にたいする消極姿勢は明白であり、祝祭抑制の理

由として述べられている「奥州辺戦争も有之」が名目であって、真の理由でないこともすでに述べた。ここで長崎府の盛大な庶民の祝祭の様相をみることによって、京都府布告の問題点にかんする解答の手掛りが得られたと思う。問題は庶民の祝祭の、小前、都市下層民による独自の展開に、つまり祝祭の反町方役人と反町方役所の方向への展開にあったのではないか。京都を含む畿内では前年秋から当年春にかけて、ええじゃないかが惹起した^⑨。それは幕末の政治の危機を背景として起こり、倒幕運動を助けた側面があったであろうが、為政者のよく制禦しうる運動ではなかった。このように考えれば、矛盾をはらんだ京都府布告の要点がなぜ「騒々敷賑合致間敷」にあったのかという疑問も解けると思う。ええじゃないかが一面において非合法の踊り(と休日)の展開であるとすれば、俄踊が規制を越えて市街一帯を練り廻るといふ長崎の状況はその発端となる資格を備えていたはずである。京都府の翌六九年の布告の「右ニ事寄セ乱隋粗暴之振舞無之様」と述べ「和楽」を強調する文面には、右のようなええじゃないかや都市騒擾への為政者の顧慮が働いていたこと——一八六九年は民衆運動の高揚の時期——がより前面に出ていると考えられる。

長崎府は右の府内の祝祭より早くに、府下全域に次のように布告していた。^⑩

郡用方掛

町方掛 江

九月廿二日は今上皇帝之御誕生日ニ付、土農工商ニ限らず、前日々室屋を掃除し、家々之神棚を潔めて神酒・赤飯等を備へ、いつれも家業を休みて、家内は勿論、他人と雖も決して喧嘩口論等不致様諸事格別ニ相愼ミ御威徳之万々歳を可奉折候事

辰五月

右之通、市郷無洩可相触候

この布告の独自性は格別である。五月という異例に早い発布の時期も興味深い(後述)。内容は清掃、神棚、赤飯、休日、和合と多彩であり、神道と休日、そして清掃と和合という通俗道徳と整理することが可能である。布告の独自性は盛大に

挙行された長崎の庶民の祝祭と照応するものであろう。天皇誕生日の庶民の祝祭に同府がこのような積極姿勢を示したのは、横浜と同様に外国との関係があると思われる。布告の表現を借りれば、天皇の「御威徳之万々歳」を演出し、示すと——当年の維新政府の能力以上に——は、対外関係上、重要な意味があるであろう。京都府や東京府における天皇誕生日の祝祭は、検討したように東京府で行われた丹波山国隊の祝宴以外はないといっても過言ではない。京都の公家にみられた家中の祝事はやはり私的な領域の祝祭というべきである。横浜と長崎における祝祭はそうした中心部に比較して突出した様相を示しており、とくに横浜における祝祭は「万国帝王ヲ祝スル通例ノ礼儀」を天皇の国内統合の実態から乖離してイギリスに大きく依存して演出したものであった。その結果として横浜におけるイギリス陸軍駐屯兵覬兵式のはらまざるを得なかった従属性については前述した。長崎における盛大な庶民の祝祭も同府の民衆統治能力を越えた演出という性格をもっていたと考えてよい。したがって同府の庶民の祝祭は長崎市中全域の小前町民の俄踊り——民衆の伝統的な祭の展開によって破綻の一端を露呈したと、このように押えておくことができるであろう。

- ① 明治文化研究会『明治文化全集 第四卷 新聞篇』五五五頁。
- ② 同右、一〇頁、小野秀雄解題。
- ③ 『保古飛呂比、佐々木高行日記三』三四三頁。
- ④ 『保古飛呂比』刊本は、原本の伝存状況不明のため維新史料編纂会旧蔵の写本に依っている（同書、一、例言）。
- ⑤ 『長崎市史・地誌編、仏寺部下』二四六、二六九頁。
- ⑥ 『福岡大学総合研究所資料叢書、第四冊、長崎町方史料』二八四—
- ⑦ 同書(B)の本蔵町は長崎市中にない。草書の類似する本蔵（龜）町の誤記としておく。
- ⑧ 「長崎県史料一—禁令」内閣文庫マイクロフィルム（雄松篁）。
- ⑨ 西垣晴次『ええじゃないか、民衆運動の系譜』七一—八頁、一九七三年、新人物往来社など。
- ⑩ 大日本維新史料稿本 第三六二冊。

六 諸藩の祝祭

諸藩の天皇誕生日の祝祭について、布告、あるいは実施の認められる藩は表四に掲げた六つの藩、すなわち加賀藩、加

表4 諸藩の1868年天皇誕生日の祝祭

	藩 庁 の 祝 祭	庶 民 の 祝 祭
加 藩 加 藩 加 藩 彦 藩 篠 藩 山 藩 小 藩 倉 藩 平 藩 戸 藩	休日，上下着用（御書付） 在来諸神祭の如く心得（御触書） 諸向大休日（御書付） 御祝，御酒御赤飯被下（御書付・日記）	諸郡諸町一統休日（御書付） 村々休（庄屋日記） 行政官布告廻達（9月19日御書付）

注） 御書付・触書は布告の出た事例，日記は実施の確認される事例。

出典）『加賀藩史料 幕末篇 下巻』前田徳育会 926・7頁 1958年。『郷土資料(1)下佐波村 青木久兵衛日記(抄)(一)』62・3頁 前掲。『世田谷区史料第六集』384・5頁 1975年。「篠山藩庁記録」大日本維新史料稿本 第3964冊。『中原嘉左右日記』第1巻 262頁 前掲。『平戸藩年表稿』61～74頁。

納藩、彦根藩、篠山藩、小倉藩、平戸藩である。これらの藩は戊辰戦争の戦場となつた地域を除く日本各地に分布するが、いずれの藩にも共通の性格があるようである。加納藩（三万二、〇〇〇石）、彦根藩（二五万石）、篠山藩（五万石）、小倉藩（二五万石）の四藩は旧譜代藩である。加納藩主、永井尚服は旧幕府最後の若年寄および会計奉行であつて、鳥羽伏見戦争で幕府側に参戦し、「伏見にて御打死」という噂が藩内に流布したのであつた。篠山藩の当主、青山忠敏は一八六三（文久三）年八月一八日の政変で二条城警備にあたり、長州藩士や浪士を捕縛し、生野の変で鎮庄諸藩軍に参加し、翌年の禁門の変でも長州軍と戦つた。同藩は京都の後背部の譜代藩として重きをなしたのである。彦根藩と小倉藩の幕末史における活動についてはあらためて述べない。この四つの譜代藩はいずれも典型的な旧佐幕派譜代藩であつた。一方、加賀藩（二〇二万石余）と平戸藩（六万石余）は外様藩である。加賀藩は幕末に尊攘派を弾圧し、鳥羽伏見戦争でも幕府側に参戦する動きを現実に見せた。平戸藩は佐幕派ではなかつたが、新政府側については鳥羽伏見戦争後であり、九州諸藩のなかでは遅れをとつてゐた。祝祭を布告または実施した六つの藩はいずれもこの時期、劣悪な政治的位置にあつたのであり、それがいち早く天皇誕生日の祝祭と係りを持つた共通の要因だと思われる。知られてゐるように維新政府の種々の新政策にもっとも早い反応を示したのはこのような藩であつた。こうした藩が自ら積極的かつ主体的に天皇誕生日の庶民の祝祭の実現に動くということがはたしてありうるであろうか。表のように彦根藩、篠山

藩、平戸藩については庶民の祝祭との係りは認められない。残る三藩のうち、小倉藩では祝祭の布告が出されただけである。加賀藩では町村の休日が布達されたが、庶民の休日が実現したかどうかは分からない。加納藩では休日が実行された。この三藩の場合を検討しておこう。

小倉藩の御用商人で藩の財務役に取り立てられた中原嘉左右の日記、『中原嘉左右日記』には九月一九日条に左のような藩の書付が記されている。

九月二十二日は聖上御誕辰相当ニ付、此辰ヲ以、群臣ニ誦宴を賜ひ、天長節御執行相成、天下之刑戮被差停候、偏ニ衆庶、上御慶福を忝被遊候思食ニ候間、於庶民も一同御嘉節を奉祝候様被仰出候事

八月

行政官

右今度、從朝廷被仰出之候御書付之趣、可相心得もの也

辰九月十九日

これは八月二六日の行政官布告を小倉藩領内に示達したものである。書付を詳しくみると、行政官布告本文に修正が施されていることが分かる。「毎年」が削除されているのも気になるが、行政官布告の「衆庶ト御慶福を共ニ被遊候思召」が「衆庶、上御慶福を忝被遊候思食」に改められている点は意図的であろう。天皇が衆庶と祝祭をともに行うという、天皇と庶民との疑似共同体の觀念が、庶民が祝祭を下から祝うという支配の觀念に変更されている。この修正は小倉藩当局が天皇と庶民の疑似共同体的觀念に異和感を持ったことを示していると思う。武士にとっては、たとえ觀念であろうとも、あからさまな上と下の支配の觀念こそが親しいものだったのである。疑似共同体的な天皇制イデオロギーの未定着であった状況がここに示されているであろう。詳細な記事を持つ『中原嘉左右日記』の九月二二日条に天皇誕生日の記事は皆無である。

加賀藩では庶民にたいして

……諸郡・諸町は一統可為休日候

と示達され、藩内の全町村すべて休日と指示が出た。ただし、これが実行されたことを示す史料は今のところ見ない。

美濃国加納藩の天皇誕生日の祝祭の様相について、同国羽島郡下佐波村の世襲庄屋、青木家の日記に関連記事を見ることが出来る。日記九月二二日条には先納の調査、御用捨御救米などの願書の作成や、日雇による土蔵の修理などの記事が見えるだけであるが、九月二八日条に注目される記載がある。

九月廿八日雨降り、後ニ雨止ミ候、今夕若者共明日は例年之通り晦日にて洲原様御神事ニ付、休日祭礼ニ候得共、廿二日ニ御辰誕、ニ付村々休仕候間、何卒明日・明後日と二日休日致度由願出候間聞濟遣候、今日は日雇方休ミ候

「御辰誕」当日は村々が休日を実施したことと、それに関連して、若者どもがいわゆる「願い遊び日」を村役人に要求して認められたことが分かる。「廿二日ニ御辰誕ニ付村々休仕候間、何卒明日(二十九日)明後日(三十日)と二日休日致度由願出候」という若者どもの要求の趣旨は一見、不合理であり、理解しがたい。検討してみると、三十日は洲原宮の神事の当日であるから「休日祭礼」は既定の事柄であって、この日は要求の対象とはならない。九月三十日条に「今日は洲原宮御神事ニ付村内祭り」と記されており、毎年、九月の末日が祭礼日とすでに決められている。若者どもが問題としたのは、洲原宮祭礼の前の二九日を休みにするかどうかであったのである。若者どもは九月二二日が天皇誕生日で休日となったから(村々休仕候間、何卒明日……)、つぎの二九日(明日)も休日にするように願ひ出て村役人もこれを認めた訳である。問題は休日があるから次の休日を要求するという、若者どもの要求の根拠にある。若者どもの要求は不可解としかいえない。しかし、この前年、ちょうど九月二十九日(一八六七年九月は小の月)の洲原宮神事を契機として起こったええじゃないかの経過を整理した表五を参照すれば、若者どもの要求の根拠が分かると思う。下佐波村の「御札祭り(ええじゃないか)」について、伊藤忠士は、

……この下佐波では、若者や日雇いたちが要求して、村役人や頭百姓たちに休日をもとめさせ……夜を徹して飲食し、踊りやその

表5 1867年加納藩下佐波村のええじゃないか

9月29日	御札降り，洲原宮神事 休日，若者ども御札降りにつき明日休日要求，了承。
10月1日	御札降り，休日。
10月2日	内祭り。
10月3日	御札降り。
10月7日	若者ども，御札降りにつき，明日・明後日2日間遊び日要求，了承。
10月8日	御札降りにつき八幡宮村中祭礼，休日。
10月9日	同上
10月10日	若者ども，今日休日要求，了承。子供・若者のおどり，にわか。

出典) 岐阜大学教育学部『郷土資料』11, 同学部1980年。

他の諸芸に興じた。その場合、その休日や祭りの日・時などを村としてとりきめたうえでおこなっていることが注目される。

と述べていた。^⑧ 下佐波村の御札祭りの休日要求を一層、詳しくみると、表五の九月二十九日の要求は休日祭礼の当日に翌日の休日の追加を求めたものであり、一〇月一〇日の休日要求も前二日の休日の延長を申し入れたものであったことが分かる。ここに示されているように、若者どもは一八六七年、休日があるからさらに次の休日を要求したのであった。^⑩ ええじゃないかとは一面からいえばそのような遊び日の連鎖を指すのである。こうしてふたたび一八六八年九月、下佐波村の若者どもは天皇誕生日の休日をきっかけとして、長崎市街の町民たちと同様にええじゃないかに類似した状況を誘発しかかっていたと理解することができる。

京都府布告や東京府布告の消極姿勢も右のようなええじゃないかへ向う動向を背景として出されたものであった。この点で、前述のように東京の両替商中井家が天皇誕生日の日祭礼を店に導入するのが、五節句の廃止された一八七三年である事実は興味深い。中井家は五節句廃止をさっそく導入したのであるが、近世後期、遊び日が一般に増大傾向にあった事実^⑪——「願い遊び日」や「不時遊び日」の流行——を考えあわせる時、維新期に天皇誕生日の祝祭の新設が商家や豪農に歓迎されなかったのは理解できることである——一八六八年、下佐波村の青木家が、九月二二日に「村々休」であったはずであるのに彼自身も彼が使っていた日雇も休日にしていなかったことを想起したい——。天皇誕生日の祝祭はそれ自体、新定の外から持ち込まれた休日なのであり、祝祭が誘発するええじゃないか

類似的状況は休日の一層の増加に他ならない。当然それは商家や豪農の好まぬ事柄だったのである。

その他の藩について『吉田藩日記』や『二歩日記』(長州藩)、『三輪田米山日記』(松山藩)、『新稿一橋徳川家記』^⑫などはいずれも詳しい記載を持つ日記であるが、天皇誕生日を記していない。官軍の中心となった長州藩でも記事は見当らないのである。伊予国大洲藩もいわゆる勤王藩であって、藩主加藤泰秋は当時、天皇東幸の前衛として藩兵とともに供奉していた。同藩領伊予郡上野村(現伊予市)の「戊辰歳御触状写」^⑬には八月二十六日の行政官の天長節布告が写されているが、それは天皇誕生日の五日後の二七日に藩庁から村方へ廻達されたものである。

秩父郡吉田町の『田中千弥日記』は維新政府直轄の岩鼻県のものであるが、一八六八年の天皇誕生日を記していない。^⑭吉田町の神官を務めていた田中はこの頃、横浜の「藻塩草」を借覧し、「江城日記」や「鎮台日誌」を購入して新時代に備えているが、天皇誕生日に触れることがない。翌六九年九月二〇日の条に岩鼻県の触書を記し、「今上皇帝御誕辰」のところ「タンシャウ日ノ事」という朱書を加えている。^⑮岩鼻県のような政府直轄県においても天皇誕生日の触書は一八六九年になってはじめて廻達されたのである。

- ① 前掲『下佐波村青木久兵衛日記(抄)』(一)三二頁。
- ② 維新史料編纂会『維新史』二巻、三二〇頁・三巻、六一四頁・四巻、六〇一頁など。
- ③ 『石川県史』第二編、九三三―七頁、一九三九年。
- ④ 藤野保「幕末の藩政治と維新への対応形態」、『九州文化史研究紀要』第一四号、一九六九年。
- ⑤ 木戸孝允は端的に「余平生時勢を想察するに、王政一新勲功の諸藩却て今日に不宜者多し」と総括している(『木戸孝允日記』一、三九四頁)。
- ⑥ 『中原嘉左右日記』一、二六二頁。
- ⑦ 『加賀藩史料 幕末篇下巻』九二七頁。
- ⑧ 前掲『下佐波村青木久兵衛日記(抄)』(一)六三頁。
- ⑨ 伊藤忠士「民衆と新政府」(佐々木潤之介編『日本民衆の歴史5 世直し』三〇五頁、一九七四年、三省堂)。
- ⑩ 古川真雄は、伊藤や高木俊輔「ええじゃないか」(教育社歴史新書、一九七九年)に依拠して、「ええじゃないかの少なからぬ部分が、まさしく願い遊び日・不時遊び日として実現している」と指摘する(前掲書、二七六頁)。
- ⑪ 古川、前掲書、九三頁など。
- ⑫ 『吉田藩日記・豊橋市史々料叢書一』一九八〇年。『山陽町史資料 篇』下巻、一九七七年。『松山市史料集 第八巻 近世編七』一九八四年。『新稿一橋徳川家記』一九八三年。

⑬ 伊予国伊予郡上野村玉井家文書 慶応四年御触状写、国立史料館所蔵。

⑭ 大村進・小林式郎・小池信一編『田中千弥日記』四四―四五頁、一九

七七年。
⑮ 同右、六六頁。

七 展望——むすびにかえて

検討したように、天皇誕生日の祝祭は、天皇の祭祀のなかでも特別に私的な性格を持っていたから国民統合と係わる独自の展開をしたのである。それは一部ではあったが、官府や庶民の祝祭として実現した。官府の祝祭として実施されたことが確認できるのは神奈川県、長崎府と、旧佐幕派譜代藩の篠山藩、そして二つの旧あいまい外様藩、加賀藩と平戸藩であった。庶民の祝祭としては、神奈川県で村役人を招集して酒代を下賜するという抑制された形で実施され、長崎府で長崎市中一帯の俄踊りとして盛大に実現し、加納藩という旧佐幕派譜代藩の村で若者どもの休日要求の拡大という形で展開した——加賀藩の藩内休日の内容は不明——。以上の事実によって天皇誕生日の祝祭成立の歴史的意味をおおよそは明らかにすることができたと思う。旧佐幕派譜代藩や旧あいまい外様藩は劣悪な政治的位置以外に天皇誕生日の祝祭を布告する理由はないのであり、いわば外的な圧力によって実施されたものといえる。小前の農町民が規制を越えた祝祭へと向うこと、豪農商が新定の上皇誕生日の祝祭を歓迎しなかったこと、京都府、東京府その他の府藩県とも祝祭に消極的であったことは前述した。国内統治の問題からみれば一八六八年に天皇誕生日の祝祭の実施が後年のように切実であったかどうか慎重に考える必要がある。問題は、やはり横浜と長崎という二つの開港場の祝祭にあるのである。横浜の祝祭はイギリス公使館と横浜裁判所で実施され、長崎の祝祭は各国外交官らを招待した福濟寺の祝宴と、市内全域の俄踊りとして実現した。横浜のイギリス陸軍駐屯兵の観兵式について検討したように維新政府の欧米諸国にたいする強い協調路線の一環として天皇誕生日の祝祭が重視されたのであった。それ故に二つの開港場で祝祭が盛大に展開したのである。この点を確認

した上でもう少し事実を検討しておく。

一八六八(明治一)年閏四月二日に、大坂と横浜、長崎でイギリス女王誕生日の祝典が行われた。^①大坂では、公使パークスが大坂に親征していた天皇に信任状を提出し、新政府を事実上、承認した翌日に、ヴィクトリア女王の誕生日を一日繰り上げて実施された。日本政府首脳、約三〇名が天保山沖に停泊した七隻のイギリス艦隊に招待され、山階宮は、

日本の諸君……みな起立し、大英帝国の女王がますますご壮健であらせられるように、なみなみと酒を注ぎたまえ。めでたきご誕生日を慶賀したてまつり、さあ、満杯を飲みほそう

とあいさつした。^②イギリス艦隊司令官ケッペル提督もそれにこたえ、「今やヨーロッパ各国の連帯関係がいかに緊密であるかについて言及し、遠からず日本がこのように海外列強と固く結ばれることを願ってやまない」という趣旨の演説をする。^③横浜と長崎でもイギリス女王の誕生日の祝賀が行われた。横浜の祝祭について東久世の日記の閏四月二日の条は、^④

英女王誕辰ニ付、十二字祝砲廿一発、英陸軍調練

と記し、また横浜の「公私雑報」第八号(閏四月二三日付)は次のように述べる。^⑤

第五月廿四日日本閏四月三日は、我英國女王殿下の誕辰なり。よって英國海陸軍の兵士等は残らず盛服を着て、軍礼に従ひ祝をなし、日方に正午に当る時に及んで、一斉に祝砲を放てり……同盟各国の公使等は尽く我等と欲びを同ふして、正に自國の礼日に逢へるが如く、居留地の巨商等は戸を閉ぢ、商ひを休み、皆祭日の思ひを為せり。

イギリス陸海軍駐屯兵の調練、廿一発の祝砲、各国公使との祝宴、商人ら居留人民の休日の実施と、こうしたイギリス女王誕生日の祝典に天皇誕生日の祝祭行事がきわめて類似したものであることは明らかであろう。

『神奈川県史料』所収の「横浜裁判所并海閑休日ノ義報知」によれば、神奈川県は五月二六日に各国領事に裁判所と海閑の祝日を報知している。両者の祝日はほぼ同一であるのでここには前者を掲げておく。^⑥

裁判所祝日目次

正月元日ヨリ同七日マテ

同十五日

同十六日

三月三日

五月五日

六月二日 横浜祭礼

七月七日

七月十三日ヨリ同十六日マテ

九月九日

同廿三日

十二月晦日

毎月朔日

十五日

右ノ外泰西第一月一日及日曜日并キリストマス休日之事

正月、盆、五節句と六月二日の横浜祭礼（洲千弁天祭^⑦）などはすべて伝統的な祝祭である。九月二三日の祝日は「海関祝日目次」で九月二日となっている。これは「裁判所祝日目次」の誤りであって、天皇誕生日を指している。つまり横浜では五月下旬に天皇誕生日の祝日が設定されていたのである。第五節で見たように長崎府の独自性に富んだ布告も五月に出されたものであった。要するに天皇誕生日の布告は横浜と長崎の五月を初見とする。右の横浜裁判所の休日に西暦の一月一日や日曜日、さらにはクリスマスが見えるのもこの時期の神奈川府当局がいかに欧米列強に取り込まれていたかを示すものと思う。横浜と長崎、ここに天皇誕生日の祝祭設置の原点があると考えるのは自然だと思ふ。欧米の「万国帝王ヲ祝スル通例ノ礼儀」（パークス提案）をめざした天皇誕生日の祝祭は維新政府の強い協調路線の所産という性格が有力なのであり、そのために維新政府の現実の国内統合（諸藩連合体）の範囲を越えた、実態から乖離した祝祭が布告され、部分的に施行されたのである。こうして下から内発的に登場したのではない天皇誕生日の祝祭を庶民の伝統的な祭りとして接合した場合、「遊び日」の誘発を招き、ええじゃないかに類似した状況が発生するのであった。小前の農町民らは騒擾の状況

を背景として規制を越える動きを示す。

一八七〇年、豊津藩（旧小倉藩）の天皇誕生日の祝祭について『中原嘉左右日記』九月二二日条は次のように記している。

一 天朝御誕日、且、豊熟ニ付、生立社（て脱力）におい角力、井、錦町町家俄、被仰出候事

但、俄被仰出候得共、町家米価高直之跡ニ而難渋之趣、俄仕出人無之、役掛リ之もの丈、社参いたし候事

豊津藩が祝祭行事として角力と俄踊りを指示したのにたいして、町方は米価高直、町方難渋という理由によって、俄踊りなどを取りやめて町役人だけが社参を行った。豊津藩の指示はこの年、維新政府が庶民の祝祭を「未タ末々迄御旨意貫徹不致向モ有之」としてあらためて祝祭の実施を布告したことを受けたものである。米価高直が町民総体の難渋を結果する訳はないのであって、それは小前の町民を難渋させ、町方騒擾の状況を生み出す。したがって町役人が俄踊りを中止して彼らだけの社参にとどめたという経過も、このような町方騒擾の状況と、その脅威を背景として読まれるべきものと思う。また同じ一八七〇年、京都府が庶民の祝祭の実施を強く求めた同じ政府の布告に抵抗し、府内への布告を拒否しているのも注目すべきことである。天皇誕生日の祝祭を伝統社会の庶民の祭りに接合することは困難であり、不可能なこともあったのである。

天皇誕生日の祝祭の一八六九年以後の展開は本稿の課題の外にあるが、ひとつの展望を出しておきたい。右にも少し触れたように維新政府は天皇誕生日の祝祭、および庶民の祝祭を、一八六八年の実情は本稿で見たように惨胆たるものであったが、この後もけっして撤回しなかった。太政官は一八七〇年には前述のように庶民の祝祭を改めて強く指示した。天皇制イデオロギーを国内に普遍化させること、そうした国際関係に強く規定された政策をいかにしても追求することは、別稿で述べたように国内統合の現実（諸藩連合体）から乖離した脆弱な中央政府、維新政府にとって権力を維持するために不可欠のものであり、そこに後進国型権力の特質があったのである。そこで、天皇誕生日の庶民の祝祭（＝統合）をめぐって維新政府には二つの選択肢があったと思われる。

東京開市（一八六八年十一月）と関連すると推測されるが、品川県と東京府は一八六九年と七〇年に天皇誕生日にそれぞれ独自の対応をしている。一八六九年に品川県が村々へ出した布告は次のようなオリジナルテイのあるものであった。

来廿日ハ御降誕之吉日ニ付、兼而難有報恩之道ヲわすれざるよふ厚ク相心得可申者也、当日ヲ以、一ケ年之休暇ニ相定候間、一家打より各祝辞仕候様之事

但、当日ハ其宿村々之神社江参拝、各の勸心勤業之冥加ヲ祈り、然ル後、小前銘々打くつろぎ兼々骨折をも慰メテ家ほぎ酒ほぎ勝手たるへし、ほぎとハ祝事

九月

品川県

「一ケ年之休暇」や「骨折をも慰メテ」などの文言に、天皇誕生日の祝祭を伝統社会の庶民の「遊び日」に接合しようという品川県の意図を読み取ることができると思う。その点において布告は一八六八年の長崎府の祝祭と同一の姿勢をもっているであろう。品川県でも一八六九年の末に品川門訴事件として知られる一揆が起こっており、この弾圧に大砲が繰り出されるなど矛盾は激化していた^⑫。布告を休日のとらえ方に注意して読むと、「一ケ年之休暇」、「銘々打くつろぎ」や「兼々之骨折をも慰メ」というある方向に傾いていることに気付く。品川県の布告には祭りの共同性が醸出する「ハレ」の高揚が脱落しているのである。したがって布告のなかで祝祭は「一家打より」、「家ほぎ酒ほぎ」という家一個の「慰メ」として一面的に把握されている。祭りの共同性と、その高揚の側面が消去されており、かくては祝祭を伝統社会に接合する意味も消極的なものにならざるをえない。しかしそれは一八六九年という矛盾の激化した年に天皇誕生日の祝祭を伝統社会に接合する唯一の方法ではなかっただろうか。

一方、一八七〇年九月、東京府は次のような伺書を弁官に提出して許可されている^⑬。

……何分、蚩々ノ衆氓、廉立目ニ触レ候儀無之テハ御旨意モ相分兼候ニ付、市在ノ長中添年寄文ケハ当日御祝儀、礼服、府庁へ出頭為致存候、就テハ盃轂下、格別ノ訳ヲ以、右年寄共へ官員ニ准シ御祝酒并御重肴二色下賜候様ニ……

東京府は市在の年寄を招集し府庁内で祝宴を開催した。この東京府の祝宴は名主たちを横浜の裁判所（一八六六年）や伊勢山皇太神宮（一八七〇年）に呼び寄せた神奈川県の方式の線上に位置するものである。両者とも官府のなか——伊勢山皇太神宮も創建された官社（神奈川県宗社）——の閉ざされた「祝祭」なのである。それは長崎府や加納藩、品川県が試みた伝統社会の庶民の祭り——俄踊りや遊び日——に接合する方向をまったく持っていない。一八七〇年の東京府の祝祭は伝統社会の祭りとは断ち切れたものである。

近代の天皇誕生日の祝祭は一八六八年の長崎府や加納藩、一八六九年の品川県の方式ではなく、一八六八年と七〇年の神奈川県、および一八七〇年の東京府の方式として定着する道をとるのである。近代成立期の天皇誕生日の祝祭は開港場の祝祭として発足し、町役人と村役人を取りこんだ官府の祝祭として発展してゆく。官府における庶民の祝祭（＝統合）は根の浅い、表面的なものとして発展するが、そのように限定された発展に強力に作用したのは伝統社会の庶民の祭り——俄踊りやええじゃないかの動向であると考えることができる。本稿でみたように後進国型権力たる維新政府はその現実的な能力を越えかけたラジカルな統合政策の展開にあたって、伝統社会との接合を要請しなかった訳ではなかった。国内の統一的な庶民の祝祭を命じた八月二六日の行政官布告は各府藩県において庶民の祝休日を命じたものと受け取られたのである。行政官布告はやはり伝統社会の祭りとの接合を意図していたはずである。各府藩県は行政官の指示にたいして、効力を事実上、消去した布告を出し（京都府）、たんに布告を通達するだけにとどめ（東京府など）、あるいは事後に布告する（大洲藩）という形で対応した——無視するという例も多い——が、一部の地方（長崎府や下佐波村）では現実に伝統的祭り（俄踊りや遊び日）と接合するという事態も発生した。その結果は本稿で見た通りである。総じて伝統社会の庶民、小前の農町民らは為政者のかかる要請に融合したのではないのであって、これと対立して暗に脅威となり、あるいは規制を越える動きを見せ、こうして維新政府の政策に限定を加えていった訳である。かくて維新政府は伝統社会と乖離したままで祭祀の全国的展開（＝統合）を模索しなければならなかった。維新政府の統合政策の鍵となる場が横浜と長崎という開

港場であり、さらには京都や東京などの都市であることも以上の経緯からほぼ予測される事柄と思う。

- ① 一八六八年のイギリス女王誕生日の祝典について次の資料がある。
前掲、サトウ『外交官の見た明治維新』下、二〇〇―一頁。ヒュー・コータツツイ、中須賀哲朗訳『ある英国外交官の明治維新（ミットフォードの回想）』二〇―一三頁、一九八六年、中央公論社。F・V・ディキンズ、高梨健吉訳『パークス伝』九四頁、東洋文庫、平凡社、一九八四年。萩原延寿「遠い崖」八二―八九回、朝日新聞社夕刊、一九八一年九月。『木戸孝允日記』一、一四―一五頁など。
- ② ミットフォード、五月二四日付父親宛書翰（前掲『ある英国外交官の明治維新』二〇一頁）。
- ③ パークス、五月三〇日付スタンリー外相宛報告書（同右、二〇二頁）。
- ④ 第一節注⑧、一〇〇九頁。
- ⑤ 『神奈川県史 資料編14 近代現代（4） 文化』六五六頁。
- ⑥ 『神奈川県史料 第六巻』三二頁。
- ⑦ 『横浜市史稿』風俗編、六六一―九頁。

- ⑧ 『中原嘉左右日記』二、三七―一頁。
- ⑨ 「京都府伺書 留守官宛」、公文録。「今般又々令し候てハ却て例年之迷ひニ相成、甚タ不然」というのが表向き理由。
- ⑩ 拙稿「幕末における御前会議と『有司』——日本絶対主義形成の特質について——」、『史林』六六巻五号、一九八三年。「維新変革と後進国型権力の形成——王政復古クーデターを中心に——」、『日本史研究』二七―一、一九八五年。「明治維新と後進国型変革——一八六八年の政府と国家——」、『日本史研究』二八九号、一九八六年参照。
- ⑪ 大田区史編さん委員会・北原進編『大田区史（資料編） 加藤家文書 2』一一九頁。
- ⑫ 森安彦「明治初年、東京周辺における農民闘争——品川社倉騒動を中心に——」（佐々木潤之介編『村方騒動と世直し 上』、一九七二年、青木書店）。
- ⑬ 「東京府伺書」一八七〇年九月二日「公文録」東京府之部。

（北海道大学文学部助教）

The Waqfs of the Nizām Family in Fourteenth Century Yazd

IWATAKE Akio

In early fourteenth century Yazd, a city situated in the central part of Iran, a father and son of the Nizām family, who took pride in their sayyid status, were endowed with large waqfs. From archives concerning these waqfs, titled *Ġāmi' al-Ḥairāt*, the multi-faceted character of the waqfs, both in terms of property and objects, can be understood. The archives, compiled at the command of the son in April of 1333, give much information about their forty-four waqfs, but in this paper the endowed institutions in particular are analyzed. These institutions, above all the two madrasas named after the father and son, contributed not only to the conditions of study and learning in Yazd, but to the social life as a whole. It can be confirmed that Yazd reached a high cultural level. The clock tower of the father's madrasa was symbolic. While the two madrasas played pivotal roles in the management of the waqfs, they also served as mausoleums for the two men. Therefore, it can safely be said that one essential purpose of these waqfs was to perpetuate the people's respect for the mausoleums.

Celebration of the Emperor's Birthday in 1868

—Adoption of a National Policy during the
Formative Years of the Modern Period—

INOUE Katsuo

It is supposed that ceremonies in celebration of the Emperor's birthday (*tentyosetsu* 天長節) were held in imitation of Western practices of

celebrating the birthdays of their kings. Although there was no national celebration in early modern Japan, the Emperor's birthday was celebrated privately by the Emperor and court ladies. Soon after its establishment, the Government of the Restoration (*Ishinseifu* 維新政府) directed that the Emperor's birthday should be celebrated nationally. This was the first time in modern Japan that it had been decreed that the occasion should be celebrated by everyone. However, Kyoto and Tokyo prefectures issued statements in opposition to the decree and did not hold any ceremonies. On the other hand, in Nagasaki and Yokohama, ports open to foreign trade, there were grand ceremonies. Additionally in some *han* (domains) there were popular ceremonies. Nevertheless, the trends of these celebrations were influenced by ceremonies of a traditional nature. Certain inclinations can be found in the manner in which the Emperor's birthday was celebrated in 1868, leading to its becoming an important ceremony in all parts of Japan in later years. This was the result of the Government of the Restoration's receptive policies towards Europe and America and the resulting confrontation with traditional society.

Les réformes des collèges au XVIII^e siècle et le Parlement de Paris

AMANO Chieko

La plupart des collèges sous l'Ancien Régime étaient administrés par les congrégations religieuses, surtout par les Jésuites, dont le but était la formation de chrétiens fidèles et sincères. Mais la société des Jésuites fut dissoute par le Parlement de Paris, son ennemi juré. Ce fut la chute de l'enseignement secondaire. Le Parlement prit la responsabilité de le reconstruire.

Rolland d'Erceville, un des parlementaires chargés de ce travail, souligna la nécessité de l'éducation nationale. Elle consiste en : 1°